

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例（平成19年12月21日京都市条例第37号）（文化市民局市民生活部人権文化推進課）

次のとおり京都市崇仁コミュニティセンターの位置を変更することとしました。

変更前の位置 京都市下京区下之町6番地の3

変更後の位置 京都市下京区上之町38番地

なお、同コミュニティセンターに置いている屋内体育施設、福祉センター、資料展示施設及び学習施設の位置については、変更していません。

この条例は、平成20年4月1日から施行することとしました。

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成19年12月21日

京都市長 榎 本 頼 兼

京都市条例第37号

京都市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

京都市コミュニティセンター条例の一部を次のように改正する。

別表第1京都市崇仁コミュニティセンターの項中「京都市下京区下之町6番地の3」
を「京都市下京区上之町38番地」に改める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(文化市民局市民生活部人権文化推進課)